



あるとき。

(平一七法七七・追加、平一九法一一〇・一部改正、平二〇法四二・旧第百十五条の二十六繰下・一部改正、平二三法七二・平二五法四四・一部改正)

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。